

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、
人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、
医師は責任の重大性を認識し、
人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

- 1 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
- 2 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
- 3 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
- 4 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
- 5 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
- 6 医師は医業にあたって営利を目的としない。

お知らせ

北海道大学大学院医学研究院死因究明教育研究センターにおける 学外からのAi（死亡時画像診断）の読影の受託について

◇医療安全・医事法制部◇
(北海道医療事故調査等支援団体連絡協議会)

北海道大学大学院医学研究院死因究明教育研究センターでは、2018年2月1日より学外医療機関からの依頼に基づき、死亡時画像診断の受託を開始しております。(読影のみ)

【申込方法について】

受付時間： 平日 8:30～17:00
申 込 先： 北海道大学大学院医学研究院
死因究明教育研究センター医療安全部門

手続き・料金等の詳細については、下記の同センター Webサイトをご参照下さい。

<URL> http://cdicenter.med.hokudai.ac.jp/dist/docs/20180201_PDF.pdf